

會民衆黨を組織し、おもむく全國の労働無産階級に対する門戸を開放する。苟く我等之志を同じくする所は其職業、地位、境遇如何に拘らず、赤字と共に此の運動の大勢に協力せよ、敵を宣言す。

(大正十五年十二月五日結党式にて)

## 政 策

### 一、普通選挙制の徹底

### 二、議院制度の改革

### 三、言論集会結社の自由を極度に諸法全の改廃

(1) 治安維持法廃止。 (2) 治安警察法改正。 (3) 新聞紙法、出版法その他の改正。

### 四、軍政の改革。五、國民外交の確立。

### 六、財政及ぶ税制の根本改革。

(1) 財產税、所得税、相続税の累進的高率賦課、生活必需品の消費税撤廃。

### (2) 金融機關の民衆化

### 七、行政機関の改革

#### (1) 地方行政機関の改革。 (2) 衛生行政機関の改革。

### 八、教育の根本的改革。

(1) 普通教育公費制の徹底。 (2) 高等教育機関の民衆化。 (3) 別一の教育の打破。

### 九、重要産業の社會化。十、土地制度の改革。

### 十一、労働立法の完成。

(1) 固結權、罷業權の確立。 (2) 最低賃金法の制定。 (3) 工場法、鉱業法、海員法の改正。 (4) 土木、建築工保健法の制定。 (5) 國際労働條約の実施。

### 十二、小作立法の完成。

(1) 小作權の確立。 (2) 小作料の合理化。

### 十三、俸給生活者保護法の制定。十四、女子に対する法律的經濟的差別の撤廃。

### 十五、社會的施設の撤廃。

(1) 失業、疾病、養老、災害、各社會保険制度の完成。 (2) 医薬、救療機関の民衆化。 (3) 住宅その他生活設備の完成。